

組 合 員 各 位

神奈川県歯科医師国民健康保険組合

理事長 森 田 稔 彦

春暖の候、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から国保組合に対しまして多大のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

去る 2 月 29 日開催の第 179 回通常組合会におきまして、令和 6 年度事業計画及び歳入歳出予算について議決をいただきましたのでお知らせいたします。

記

・ 令和 6 年度保険料（1 人当たり 1 ヶ月につき）

○ 医療分保険料 ※前期高齢者納付金分（新設）として 1,500 円を含む

第 1 種組合員	29,500 円 (2,500 円増)
第 2 種組合員	22,500 円 (2,500 円増)
第 3 種組合員	15,500 円 (2,000 円増)
家 族	10,000 円 (1,500 円増)

○ 後期高齢者支援金分保険料

第 1 種組合員	8,200 円 (300 円増)
第 2 種組合員	7,100 円 (300 円増)
第 3 種組合員	5,600 円 (300 円増)
家 族	3,800 円 (100 円増)

○ 介護分保険料（40 歳以上 64 歳未満）

5,900 円 (200 円増)

○ 保健事業見合い分保険料（後期高齢者組合員）

5,000 円 (据え置き)

・ 令和 6 年度事業計画

昨年はロシアのウクライナ侵攻、またイスラエル・ガザの問題など日本経済にも大きな影響を及ぼすような出来事がありました。

ようやく新型コロナウイルス感染症が沈静化し、我が国の経済も落ち着くかに見

えましたが、なかなか景気浮揚の兆しも見えないままでおります。

また一年の計があると言われる元日の日に、能登半島を襲った大震災が起こり、次の日には羽田空港での航空機の衝突・火災事故があるなどして、令和6年の幕開けといたしましては最悪のスタートになりました。

そのような中で我々歯科医師国保組合の現状を見ますと、厚生労働省は年々増え続ける医療費と、少子高齢化に伴う現役世代への負担を軽減するために、組合員の所得の高い組合に対して、医療費に対する補助金の定率補助率の削減を図りました。

本組合でも平成28年度から5年間にわたって、療養給付費に対する国庫補助が、それまでの32%から13%にまで低減され、補助額にして5~6億円以上、毎年削減される結果となりました。

さらに補助率が毎年減率されていた5年間は財政への急激な負担を軽減するため、激変緩和措置として特別調整補助金の交付がありましたが、現在ではそれも無くなり、組合運営に大きな支障をきたしておりますことは周知のことと存じます。

・歳入予算について

補助金の削減に対処するために、医療分保険料につきましては定率補助率の減率の始まった平成28年度に各種別月額1,000円ずつ値上げをさせていただきましたが、その後は令和4年度までの7年間にわたり値上げをせずに据え置いてまいりました。

しかし令和3年度は新型コロナウイルス感染症への警戒感の薄れから、医療への需要が高まり、結果として単年度収支は数年続いた黒字決算から赤字決算に転落しました。

そして令和4年度は、療養給付費における負担の超過を十分に見込んだ予算を立てたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症後の受診者の増加や高額薬剤の保険適用などがあり、結果として単年度収支は2年連続の赤字決算となってしまいました。

さらに令和5年度は、ご承知のように令和4年4月から保険適用された不妊治療も件数が多くなったことで高額医療費としての支出も増え、昨年12月からはアルツハイマー型認知症の高額治療薬「レカネマブ」が保険承認されました。

また少子化対策の一環として出産育児一時金については42万円から50万円に引き上げられ、さらに出産された方に対する産前産後の4か月間の各種保険料を免除するよう国からの要請があり、本組合でも今年の1月よりこの制度を採り入れることになりました。

それらを考慮すると令和5年度は7年ぶりに医療分保険料を値上げさせていただいたにも関わらず、現在の決算見込みでは赤字決算が予想されております。

そこで令和6年度におきましては、この赤字決算の連鎖を何とか断ち切りたいと思っており、さらに別途積立金も非常時のために残高を確保しておきたいとの思いから、令和6年度は積立金からの繰り入れをしないで、療養給付費をはじめとする様々な歳出額を、保険料収入や国庫補助金などの本来の歳入額だけで賄えるような健全

な予算（案）にしたいと思っております。

しかしながらその目的を達成するには、やはり歳入予算額の不足を解消しなければならず、国からの補助金に期待できない現状では、皆様からお預かりする医療分保険料の改正について更なる考察をせざるを得ないのが現状です。

そこで今まで年間5億円から多い時には7億円に上る額を拠出しております「前期

高齢者納付金」についてですが、今までは医療分保険料と積立金の取り崩しの中で賄っており、被保険者の方々にはご負担をかけないようにしてまいりました。

しかし令和6年度からはこの納付金について、被保険者お一人につき月額1,500円を医療分保険料として負担していただくようお願いすることといたしました。

この改正（案）をご承認いただくことにより、今年度の前期高齢者納付金予算である6億4千万円の約半分をカバーしていただけることとなります。

・歳出予算について

歳出につきましては、歳出増が見込まれる療養給付費の900万円の増額と、逆に傷病手当金については、新型コロナウイルス感染症に関する特例傷病手当金が制度の終了により、ほとんど必要なくなったので1,400万円の減額といたしました。

歳出予算額の中でさらに増額が見込まれるものの中に後期高齢者支援金が6千万円増、前期高齢者納付金が8千万円増、介護納付金が5千万円増となっております、これら3件の国への拠出金だけで前年比で約2億円の歳出増となっております。

これら拠出金は本来であれば国の社会保障費の中で賄うべきものであると思いますが、政府の方針として国からの補助金が大幅に削られる一方で、これらの拠出金の多さにご理解をいただき、今後の組合運営に是非ご理解いただければと存じます。

・今後の展望について

令和6年度予算の中で保険料増額に対する規約改正については、少子高齢化が進み、政府の施策方針が社会保障制度を何とか維持しなければならないという問題意識の中で、全世代型社会保障という制度を提唱し、給付を必要としている人たちのために、負担をできる人には世代を問わずに負担をしていただくというものです。

この健保法改正で象徴的なのは、出産育児一時金を42万円から50万円に増額しましたが、8万円増額のうち国の負担分の2万円は後期高齢者のうち所得の高い4割の人たちの保険料を値上げすることで対応するなど、すなわち能力に応じて負担をするということを主眼とし、値上げの目的は問わないといっても過言ではないと思います。

しかし所得の高いものがそれなりに社会保障費を多く負担するのは、経済民主主義の根幹であり、本組合の保険料についても格差是正のために、所得の高い人にはそれなりの負担をしていただくことを前提に、今後保険料に応能割（所得割）を導入することを令和6年度は主眼にして、前向きに検討をしていきたいと思っております。

そして最後になりますが、先生方にご依頼がございます。

ほかでもなく定期健診とそれに伴う特定健診をご家族・従業員の方々も含めて、多くの方々に受診していただけるようお願いいたします。

これは疾病の早期発見と健康寿命の延伸を目的とした国と保険者の重要な施策であり、そのための補助金も出ております。

組合もデータヘルス計画の一環として頑張ってお受診勧奨をしておりますが、先般の県医療保険課の組合への定期指導でも、すべてが良であったにもかかわらず、特定健診だけは目的を達成できていないとの指摘を受けました。

ぜひご自分の健康を守るためにも、特定健診の受診をお願いいたします。

よろしくようお願いいたします。